

ライセンス調達単価契約書(案)

発注者 大分県知事 佐藤 樹一郎(以下「甲」という。)

受注者 ○○○○(以下「乙」という。)とは、

ライセンスの調達について、次のとおり契約を締結する。

(契約の内容)

第1条 甲が、乙から継続的に調達するライセンス、単価、規格品質、契約期間等は、別表のとおりとする。

(ライセンス情報の通知)

第2条 甲は、ライセンス情報の通知を受けようとするときは、ライセンス名、数量、通知先メールアドレス及び請求書送付先を乙に通知しなければならない。

2 乙は、前項の通知の日から令和7年12月31日までにライセンス情報を通知先及びデジタル政策課に通知しなければならない。

(契約対象物件等)

第3条 契約対象となるライセンスの詳細は別に定める要求仕様書のとおりとする。

(検査)

第4条 甲は、ライセンス情報の通知を受けたときは、その日から起算して10日以内に検査を行わなければならない。

2 甲は、検査の結果、契約内容の全部若しくは一部が契約に違反し、又は不当であることを発見したときは、乙に対して他品との交換を求めることができる。この場合において、前項の時期は、甲が乙から交換を終了した旨の通知を受けた日から起算して10日以内とする。

(契約代金の支払い時期)

第5条 甲は、ライセンス情報の通知を受けた後、乙から適法な支払請求書を受領したときは、その日から起算して30日以内に契約代金を支払わなければならない。

(納入遅延に対する遅延利息)

第6条 乙の責めに帰する理由により、納入期限までにライセンス情報を通知しない場合は、乙は甲に対して遅延利息を支払うものとする。

2 前項の遅延利息の額は、納入期限の翌日から納入する日までの日数に応じ、契約金に対し年2.5パーセントの割合を乗じて計算した額とする。

(履行委託等の禁止)

第7条 乙は、第三者に契約の履行を委託若しくは一括して請け負わせ、又は契約による権利を譲渡し、若しくは契約による義務を引き受けさせてはならない。ただし、甲の承認をうけた場合は、この限りでない。

(契約の変更)

第8条 甲は、公益上必要があると認めたときは、乙と協議して契約を変更し、若しくはその履行を中止させることができるものとする。

2 この契約締結後において、市場価格等に著しい変動があった場合は、甲、乙協議して契約単価その他の契約内容の変更を行うことができるものとする。

(契約の解除)

第9条 甲は、次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害があつても、甲は賠償の責めを負わない。

- 一 納入期限までに納入を終わる見込みがないとき。
- 二 履行に関し、不正の行為があると認めたとき。
- 三 乙に誠意がなく、完全に契約の履行を終わる見込みがないと認めたとき。
- 四 乙が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者と認められたとき。
- 五 乙がこの契約の各条項に違反したとき。

(違約金)

第10条 甲は、乙の責めに帰すべき理由により契約を解除したときは、違約金を徴収する。
2 前項の違約金の額は、契約金額に前年度調達数量から今年度既調達数量を除いた数量を乗じて得た額の100分の10に相当する金額とし、この違約金の徴収は、甲の損害賠償の請求を妨げない。

(協議)

第11条 この契約書に約定していない事項について約定する必要が生じたとき、又はこの契約書に約定する事項について疑義のあるときは、その都度甲、乙協議して定める。

この契約が成立したことを証するため、この契約書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保持する。

令和7年 月 日

甲 大分県大分市大手町3-1-1

大分県知事 佐藤 樹一郎 印

乙

住 所

商号 又は 名称

代 表 者 氏 名

印

別表

1 調達単価 下記内訳のとおり

ライセンス名	単 位	金 額
TRSL Trend MicroウイルスバスターコーポレートエディションPlus 更新分	1 ライセンス	

ただし、取引に係る消費税額は、 円である。

2 契 約 期 間 契約の締結日から令和7年12月31日まで